

岡山県（福島・高島地区）港湾施設の指定管理者の募集 【公 告】		目 次	
		発行 岡山県	
			
港湾課		担当課（室）	
			目 次
			担当課（室）

〔五一三〕岡山県港湾施設管理及び利用条例（昭和二十七年岡山県条例第二十一号。以下「条例」という。）第十七条の規定により、指定管理者を次のとおり募集する。

令和七年十一月十四日

岡山県知事 伊 原木 隆 太

一 対象施設（平成十九年岡山県告示第三百六十八号（指定管理施設の指定）に掲げる指定管理施設）

1 名称

岡山港における岡山県の実管理に属する港湾施設のうち、2に掲げる地区に所在する3に掲げる施設（以下「指定管理施設」という。）

2 所在地

(1) 福島地区（岡山市南区築港元町地内をいう。以下同じ。）
(2) 高島地区（岡山市中区新築港地内をいう。以下同じ。）

3 施設概要

浮さん橋、岸壁、物揚場、野積場、港湾施設用地、上屋及びこれらに隣接する臨港道路の一部、給水施設、オイルフェンス格納庫（福島地区に所在するものに限る。）及び緑地（高島一号緑地、高島二号緑地、高島三号緑地、高島四号緑地、高島五号緑地、高島六号緑地、高島七号緑地及び高島八号緑地に限る。）並びにこれらの附帯施設

二 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行う指定管理施設の管理の基準は、港湾法（昭和二十五年法律第二十八号）、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律（平成十六年法律第三十一号）並びにこれらの法律に基づく政令及び省令、条例、岡山県港湾施設管理及び利用条例施行規則（昭和二十七年岡山県規則第二十七号）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成十七年岡山県規則第三十四号）並びに別に示す岡山港福島・高島地区港湾施設指定管理者業務仕様書（以下「仕様書」という。）に規定するとおりとする。

三 指定管理者が行う業務の内容

1 指定管理施設の占用等の許可に関すること。

2 指定管理施設の維持管理に関すること。

3 その他他指定管理施設の運営に関し必要な業務

四 指定管理者の指定の期間

令和八年四月一日から令和十三年三月三十一日まで（予定）

五 利用料金及び管理運営費等

1 指定管理施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）は、指定管理者自らの収入として収受し、指定管理施設の管理運営に要する費用（以下「管理運営費」という。）に充てるものとする。

2 消耗品の交換、一件五十五万円まで、かつ、年総額三百三十万円までの施設の修繕及び消防用設備等の法定点検については、指定管理者の負担とする。

3 指定管理者は、募集要項に定める基準納入額（以下「基準納入額」という。）を、会計年度（四月一日から翌年三月三十一日まで。以下同じ。）ごとに県に納入するものとする。

4 指定管理者は、指定の申請時に提出する収支予算書の収入と支出の差額（以下「予定剰余金」という。）のうち、基準納入額を上回る額の二分の一の額（以下「予定剰余金追加納入額」という。）を、会計年度ごとに県に納入するものとする。

5 指定管理者は、毎会計年度終了後、利用料金等の収入額から管理運営費等の支出

額を差し引いた額（以下「決算剰余金」という。）が予定剰余金（当該額が基準納入額を下回る場合は、基準納入額）を上回る場合は、当該上回る額の二分の一の額を県に納入するものとする。なお、決算剰余金が予定剰余金を下回った場合においても、基準納入額及び予定剰余金追加納入額は、原則として変更しないものとする。

6 県へ納入する額、方法及び時期については、県と指定管理者とが締結する協定において定める。

六 指定の申請の方法

1 応募資格

(1) 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。

(2) 港湾施設（港湾法第二条第五項各号に掲げる施設をいう。）の管理業務に携わった実績を有する法人等又はこの業務に携わった経験を有する者を業務に従事させることができる法人等であること。

(3) 国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律施行規則（平成十六年国土交通省令第五十九号）第五十六条第一項及び第二項に規定する要件を満たす者又は満たす見込みである者を、埠頭保安管理者の業務に従事させることができる法人等であること。

(4) 一2に掲げる地区に近接した位置に、業務に当たる事務所を確保することができる法人等であること。

(5) 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 法律行為を行う能力を有しない者

イ 破産者で復権を得ない者

ウ 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百六十七条の四第二項（同項を準用する場合を含む。）の規定により県における一般競争入札等の参加を制限されている者

エ 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第十一項の規定による指定の取消しを受けたことがある者

オ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者

カ 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者（未納税額について徴収（納税）の猶予を受けている者を除く。）

(6) 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

ア 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成二十二年岡山県条例第五十七号）

第二条第三号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

イ 暴力団（岡山県暴力団排除条例第二条第一号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

ウ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 指定管理施設の使用許可の申請団体でないこと。

2 募集要項の配布

(1) 配布期間

令和七年十一月十四日（金）から同年十二月十五日（月）までの午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時までとする。ただし、県の休日（岡山県の休日）を定める条例（平成元年岡山県条例第二号）第一条第一項に規定する休日をい

う。）を除く。

(2) 配布場所

岡山県土木部港湾課

〒七〇〇―八五七〇 岡山市北区内山下二丁目四番六号

電話 〇八六―二二六―七四八四（直通）

ファックス 〇八六―二二七―五五五一

電子メールアドレス kowan@pref.okayama.lg.jp

(3) 配布方法

(1)の期間内に(2)の場所において直接受け取ること。また、岡山県土木部港湾課のホームページからダウンロードすることもできる。

ホームページアドレス <https://www.pref.okayama.jp/soshiki/66/>

3 募集説明会

(1) 開催日時

令和七年十一月二十五日（火）午前十時から

(2) その他

(1)のほか、開催場所、参加申込方法等については、募集要項で定めるところによる。

4 指定の申請の受付

(1) 受付期間

2 (1)の期間

(2) 提出書類

ア 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）

イ 指定管理施設の管理に係る事業計画書及び収支予算書

ウ 法人等の概要

エ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び

収支予算書

オ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度（以下「前事業年度」という。）における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）。ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。

カ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

キ 法人にあつては、法人の登記事項証明書

ク 役員の名簿

ケ 1 (5)の欠格事由に該当しない旨の申立書

コ 1 (6)の欠格事由に該当しない旨の誓約書

サ その他募集要項で定める書類

(3) 提出場所及び提出方法

2 (2)の場所へ持参し、又は郵送すること。なお、郵送による場合は、書留郵便によることとし、令和七年十二月十五日（月）必着とすること。

七 指定管理者の候補の選定

1 指定管理者候補選定委員会の設置

岡山県土木部指定管理者候補選定委員会を設置し、提出された申請書類（以下「提出書類」という。）について審査基準に基づいて審査を行い、募集要項に定めると

ころにより、指定管理者の候補を選定する。

2 審査基準

- (1) 事業計画の内容が指定管理施設の利用者の平等な利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画の内容が指定管理施設の機能を最大限に発揮させるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること。
- (4) その他指定管理施設の管理を効率的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること。

3 選定結果の通知等

指定管理者の候補の選定結果は、指定の申請をした法人等（以下「申請者」という。）に宛てて通知するとともに、県のホームページ等で公表する。（令和八年一月を予定）

八 指定管理者の指定

指定管理者の候補に選定された法人等については、県議会における議決を経た後に、指定管理者として指定する。

九 その他

- 1 提出書類は、返却しない。
- 2 提出書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等のために必要な場合には、提出書類の全部又は一部を無償で使用する必要がある。
- 3 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- 4 提出書類は、個人情報保護の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）及び岡山県行政情報公開条例（平成八年岡山県条例第三号）に基づく情報公開の請求の対象となる。
- 5 申請書類が受理された後に辞退する場合は、辞退届を提出すること。
- 6 提出書類に虚偽又は不正があった場合その他申請者又は関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。
- 7 詳細及びこの公告に定めのない事項は、募集要項及び仕様書に定めるところによる。

十 問い合わせ先

六 2 (2) の場所